

函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7（報告等）、第115条の45の8（勧告、命令等）および第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき、法第115条の45の5（指定事業者の指定）の規定による指定事業者等に対して行う第1号事業の内容および第1号事業支給費の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業の質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 法に規定する指定事業者または当該指定に係る事業所の従業者
イ アに掲げる事業者であった者または当該指定に係る事業所の従業者であった者

(2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。

(3) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。

(監査)

第3条 監査の対象は、指定事業者等とする。

2 監査は、次に掲げる各種情報において指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

(1) 実地指導等における確認情報

ア 一体的に運営する訪問介護事業所、通所介護事業所および地域

密着型通所介護事業所への法第23条（文書の提出等）による指導または第76条および第78条の7（報告等）の監査で確認した指定基準違反等があるとき

イ 第1号事業の内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

ウ 第1号事業支給費の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに足りる理由があるとき

エ 法第115条の45の5に規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき

オ 度重なる指導によっても第1号事業の内容または第1号事業支給費の請求に改善がみられないとき

カ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき

(2) 実地指導を除く確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 北海道、他の市町村および連合会からの通報情報

3 監査対象となる指定事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、利用者等の生命または身体の安全に危害をおよぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日文書により通知することができるものとする。

(1) 監査の根拠規定および目的

(2) 監査の日時および場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

4 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または当該関係職員等に対して質問させ、もしくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備もし

くは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

5 監査体制は、2名以上の班を編成し、班長には原則として管理職を充てるものとする。

6 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとし、結果通知後、原則30日以内に、改善状況報告書により報告を求めるものとする。

7 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第115条の45の8（勧告、命令等）および第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき行政上および経済上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

指定事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

当該指定事業者等が勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定事業者等は、期限内に勧告事項改善報告書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示するものとする。

命令を受けた場合において、当該指定事業者等は、期限内に命

令事項改善報告書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が、法第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

なお、指定の取消等をした場合には、遅滞無く、事業所名、指定の取消等に至った経緯等を厚生労働省および北海道に届け出るとともに、公示をするものとする。

エ 聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令または指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(2) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、第1号事業支給費の全部または一部について、不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うものとする。

イ 監査の結果、第1号事業の内容または第1号事業支給費の請求に関し不正または不当な事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は、原則として過去2年間とする。

（関係機関との連携）

第4条 監査にあたっては、他の指導監査（社会福祉法人指導監査等）と連携を図り、合同で監査を実施するなど効率的に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。